

議案第6号

鳥取県公害防止条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公害防止条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在し

ない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条の2</u>）</p> <p> 第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出する おそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該 ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい 煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 規制</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 水質の汚濁に関する規制（第33条—<u>第45条</u>）</p> <p> 第3節～第5節 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第25条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出する おそれがある<u>場合において、その継続的な排出により人の健康又 は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、</u> 期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法</p>

該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 略

(ばい煙量等の測定)

第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(排出基準)

第34条 略

2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項及び第45条の2第1項において「有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 略

(ばい煙量等の測定)

第26条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排出基準)

第34条 略

2 前項の排出基準は、前条第2項第1号ア及び第2号アに規定する物質（以下この項において「有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同項第1号イ及び第2号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排水水の汚染状態の測定等)

第44条 排水水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康を損なうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条及び次条第2項において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

(事故時の措置)

第45条の2 汚水関係特定事業場の設置者は、当該汚水関係特定事業場において、汚水関係特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水又はその汚染状態が第33条第2項第1号イ及び第2号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれが

(排水水の汚染状態の測定等)

第44条 排水水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 略

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第45条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康をそこなうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む汚水又は廃液（以下この条において「特定汚水等」という。）を処理してはならない。

2及び3 略

ある水が当該汚水関係特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水又は当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 工場又は事業場の設置者は、当該工場又は事業場において、特定汚水等を処理する施設の破損その他の事故が発生し、特定汚水等が当該工場又は事業場から地下に浸透したときは、直ちに、引き続き特定汚水等の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

3 知事は、汚水関係特定事業場の設置者その他の工場又は事業場の設置者が前2項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対して、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項の規定による命令に違反した者

2 略

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(1) 略

(2) 第31条又は第45条第2項の規定による命令に違反した者

2 略

第66条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。